

第1章

計画策定にあたって

1 計画の目的

区では、昭和59(1984)年に婦人の諸問題を解決するための第1期「婦人問題解決のための大田区行動計画」を策定しました。平成8(1996)年には男女共同参画推進の実現に向けた現在の「大田区男女共同参画推進プラン」と名称を変え、様々な施策に取り組んでいます。

近年では、男女共同参画を妨げる配偶者暴力対策において、平成30(2018)年に「大田区配偶者暴力相談支援センター」としての機能を整備し、自分自身や子どもの権利を守るための取組を推進してきました。

また、官民を挙げて「働き方改革」の取組が進められている中、区では「大田区スマートワーク宣言」を行い、働き方改革に取り組んでいます。男女が共に仕事や家庭、地域活動、個人の自己啓発など様々な分野においてバランス良く活動していくためにワーク・ライフ・バランスの実現をめざしています。

このように、様々な取組によって男女共同参画の推進を図ってきましたが、現在も課題とされる、固定的な性別役割分担意識の解消やあらゆる暴力を防止し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を継続的に強化、発展させていくことが重要です。

「第7期大田区男女共同参画推進プラン」(平成28(2016)年度から令和2(2020)年度まで)の計画期間終了に伴って、引き続き積極的に取り組むべき課題や社会情勢の変化などにより生じた新たな課題に対応するため、「第8期大田区男女共同参画推進プラン」を策定します。本プランにおいては、「大田区配偶者からの暴力の防止及び被害者保護等のための計画」、「大田区女性の職業生活における活躍推進計画」を包含しています。

今後は、「第8期大田区男女共同参画推進プラン」の基本理念である「誰もが認め合い、笑顔つながるまち おおた」のもと、男女共同参画社会の実現をめざした取組を一層推進していきます。